

アメリカ合衆国における「国教禁止条項」 と「黙想の時間」法に関する一考察

藤 田 尚 則

序 論

アメリカの公立学校では、長期間に亘り毎日始業時に宗教的行事を行うことが慣行とされ、その内容は、聖書の一章の朗読、讃美歌の合唱、主の祈り (Lord's Prayer) の朗唱といったものであった¹⁾。

かかる慣行について、合衆国最高裁判所は沈黙を続けていたが、1962年、ニューヨーク州教育委員会作成の祈禱文を同州の公立学校の各教室で毎始業時に教師出席のもとに朗唱する制度の合憲性が争われた *Engel v. Vital*²⁾ で、修正第1条にいう国教禁止条項 (Establishment Clause) を侵害するとの判決を下した。また翌1963年、*School District of Abington TP., PA. v. Schempp*³⁾ では、「各公立学校の授業のある日の始業時に聖書の少なくとも10節が註釈なしに朗読されなければならない。いかなる児童も親若しくは保護者の書面による要請に基づき、左の聖書朗読若しくは聖書朗読への出席を免除される。」と規定したペンシルベニア州法⁴⁾、及びメリーランド州 Baltimore 市の市立学校で始業時に「聖書の一章を註釈なしで朗読すること、または主の祈りを朗唱すること」を定めた同市の教育委員会規則⁵⁾ の合憲性が争われたが、最高裁は違憲判決を下したのである。

この両判決は、特に不評をかい、全国にわたる論争を引き起こし⁶⁾、上下両院、教会関係者、学者、新聞、雑誌等の間で論陣がはられ、組織的宗教活動を公立学校に復活させようとの多くの試みがなされてきている⁷⁾。1982年5月7日付けニューヨークタイムズは、国民の70%が公立学校に任意の祈禱を復活さ

せることを望んでいる旨を報じている⁸⁾。

かかる中で見いだされた一つの解決策が、各授業日の始業時に「黙想の時間 (Moment of Silence)」をもうけ、一般的に、その時間に黙想を行うか否かを生徒の自由意思に委ねる制度である。現在、規定の仕方に種々の差はあるにしても、20州余が黙想の時間を定める法律を制定してきており、その中の半数は過去6～7年の間に制定されている。

本稿は、かかる観点から、この新たに考えだされた黙想の時間が、合衆国憲法修正第1条⁹⁾に抵触するものか否かを考察するものである。

- 1) アメリカにおける公立学校の聖書朗読の歴史的背景及び州憲法、法律について See D.E. BOLES, *THE BIBLE, RELIGION, AND THE PUBLIC SCHOOL*, 1—57 (1965).
- 2) 370 U.S. 421 (1962). 尚、祈禱文の中容は “Almighty God, we acknowledge our dependence upon Thee, and we beg Thy blessings upon us, our parents, our teachers and our Country” というものであり、生徒に対する強制はなく、宗派に偏しないものであった。Id. at 422, 430.
- 3) 374 U.S. 203 (1963).
- 4) Id. at 205.
- 5) Id. at 211.
- 6) See, e.g., K.M. DOLBEARE, P.E. HAMMOND, *THE SCHOOL PRAYER DECISIONS* (1971).
- 7) *OUR ENDANGERED RIGHTS*, 263—65 (N. Dorsen ed. 1984).
- 8) N.Y. Times, May 7, 1982 at B 40, col. 1. Schempp の20年後の今日、なお裁判所で毎日の祈禱法令が争われている。See, e.g., *Lubbock Civil Liberties Union v. Lubbock Indep. School Dist.*, 669 F. 2d 1038 (5th Cir. 1982); *Jaffree v. Board of School Commr's*, 554 F. Supp. 1104 (S.D. Ala. 1983).
- 9) 修正第1条は、“Congress shall make no law, respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof.” と定めている。

1. 各州の「黙想の時間」法規定

本章では、各州の法律の内容を順次みていくことにする。

アラバマ

「すべての公立学校の全学年の各授業日の1校時を担当する教師は、1分以内の黙想の時間が瞑想又は任意の祈禱のために実施される旨を告げることができ、左の時間中、他のいかなる活動も行われてはならない¹⁾。」

アリゾナ

「学校の各授業日の1校時を担当する教師は、1分以内の黙想の時間が瞑想のために実施される旨告げなければならず、左の時間中いかなる活動も行われてはならず、沈黙が保たれなければならない³⁾。」(1981年1月23日発効)

アーカンザス

「(a)各公立学校の教室で教室担当の教師は、毎授業日の始めに出席している生徒のうち希望する全生徒の参加のもとに短時間の黙禱又は瞑想を行わしめることができ、教師の採用を行う学校主事委員会が権限を与え又は命令する場合は、行わしめなければならない。

(b)本条a項に定める黙禱又は瞑想は、宗教的儀式又は活動を意図し、または実施するものであってはならず、宗教的テーマに関する黙禱又は瞑想の機会あるいは一日の活動に関する静粛な熟考の時間とみなさるべきである³⁾。」

(1976年1月30日承認)

コネティカット

「各地方教育委員会は、各授業日の開始に際して、希望する生徒及び教師に静粛な瞑想の時間を実施する機会を与えるよう定めなければならない⁴⁾。」

フロリダ

「(1)教育委員会は、管轄区内の公立学校に聖書及び宗教の客観的研究を含む世俗的教育綱領を定めることができる。

(2)教育委員会は、管轄区内の公立学校に各授業日又は授業週間の開始に際して、2分以内の黙禱又は瞑想の目的のための短時間を定めることができる⁵⁾。」

(1980年7月1日発効)

イリノイ

「各公立学校の教室で担任教師は、毎授業日の開始に際して出席している全生徒の参加のもとに、短時間の黙想の時間を実施することができる。左の時間は宗教的活動として行われてはならず、黙禱又は一日の活動に関する静粛な熟考の機会とされなければならない⁶⁾。」(1969年7月1日発効)

インディアナ

「各公立学校の教室で、各授業日の開始に際して教室担当の教師は、出席している全生徒の参加のもとに、短時間の黙禱又は瞑想を行わしめることができ、

理事会が命令する場合は、行わしめなければならない。左の黙禱又は瞑想は、宗教的儀式又は活動ではなく、また左のごときものとして行わしめられ得ず、宗教的テーマに関する黙禱又は瞑想の時間あるいは一日の活動に関する静粛な熟考の時間とする⁷⁾。」

ルイジアナ

「州内の各郡及び市教育委員会は、その管轄内の各学校当局が各授業日の開始に際して、希望する生徒及び教師に5分以内の静粛な瞑想を行う機会を与えることを許可しなければならない。短時間の静粛な瞑想は、宗教的活動と意図されても、またみなされてもならない⁸⁾。」

メリーランド

「(a)静粛な瞑想——州内の各公立小中学校の校長及び教師は、全生徒に毎授業日の朝、始業時に出席、参加し、約1分間静粛に瞑想するよう要請し得るものとする。

(b)祈禱又は聖書朗読の許可——左の時間中生徒又は教師は、聖書を朗読しあるいは祈禱することができる⁹⁾。」

メーン

「教育行政単位の教育委員会は、左の行政単位内の全公立学校の全学年に1校時の開始に際して教室担当の教師が、黙想の時間を熟考又は瞑想のために実施する旨、及び左の時間中沈黙が保たれ、いかなる活動も行ってはならない旨を告げるよう命令することができる¹⁰⁾。」(1983年7月1日発効)

マサチューセッツ

「すべての公立学校の全学年の各日の1校時の開始に際して、教室担当の教師は、1分以内の黙想の時間が瞑想又は祈禱のために実施されなければならない旨告げなければならない。左の時間中沈黙が保たれ、いかなる活動も行われてはならない¹¹⁾。」

ミシガン

「学区の教育委員会は、各授業日に希望する生徒に静粛な瞑想の時間を実施する機会を与える決定を行うことができる。州委員会は、教育委員会が本条の履行に際して使用する綱領を作成しなければならない¹²⁾。」(1977年6月29日発

効)

ニュージャージー

「州内の各学区の各公立の小中学校の校長及び教師は、生徒に各授業日の開始に際して生徒の自由裁量で平穩で個人的な黙想又は自己反省のために、1分間の沈黙の時間を実施することを許可しなければならない¹³⁾。」(1982年12月17日発行)

ニューメキシコ

「各地方教育委員会は、授業日の開始に際して1分以内の黙想の時間を認めることができる。左の時間は、黙想、瞑想又は祈禱に使用することができる。但し、沈黙が保たれ、いかなる活動も行われてはならない¹⁴⁾。」

ニューヨーク

「(1)各公立学校の教室で教室担当の教師は、毎授業日の開始に際して出席している全生徒の参加のもとに短時間の静肅な瞑想を行わせることができ、教師の採用を行う教育委員会が権限を与え又は命令する場合は、行わしめなければならない。

(2)本条1項で認める静肅な瞑想は、宗教的儀式又は活動を意図し、または実施するものであってはならず、宗教的テーマに関する静肅な瞑想の機会あるいは一日の活動に関する静肅な熟考の時間とみなされる。本条にいう『参加』は、着席したままの参加が許され、生徒は起立を要請されないものと解釈しなければならない¹⁵⁾。」

ノースダコダ

「全ての公立学校の全学年の毎授業日の1校時の始めに教室担当の教師は、1分以内の黙想の時間が瞑想又は祈禱のために実施されなければならない旨を告げることができ、左の時間中沈黙が保たれ、いかなる活動も行われてはならない。公立学区の教育委員会は、自由裁量に基づき左の学区内の全公立学校が本条の規定に従い各教室で黙想の時間を定めるよう命令することができる¹⁶⁾。」

オハイオ

「いかなる教育委員会も、教室担当の教師が道徳的、哲学的又は愛国的テーマに関するプログラム又は瞑想の相応の時間を教室で供与することを禁止するこ

とはできない。生徒は、左の時間が自らの又は両親あるいは保護者の宗教的信念に反する場合、参加を要請されることはない¹⁷⁾。」(1969年11月18日発効)

ペンシルベニア

「(a)各公立学校の教室で教室担当の教師は、毎授業日の開始に際して出席生徒の全員の参加のもとに、黙禱又は瞑想を行わしめることができ、教員の採用を行う学校主事委員会が権限を与え又は命令する場合は、左のことを行わしめなければならない。

(b)本条 a 項で認める黙禱又は瞑想は、宗教的儀式又は活動を意図し、または実施するものであってはならず、宗教的テーマに関する黙禱又は瞑想の機会あるいは一日の活動に関する静粛な熟考の時間とみなさるべきである¹⁸⁾。」(1972年12月6日発効)

ロードアイランド

「すべての公立学校の全学年の毎授業日の開始に際して教室担当の教師は、1分以内の黙想の時間が瞑想のため実施される旨告げなければならない、左の時間中沈黙が保たれ、いかなる活動も行われてはならない¹⁹⁾。」

テネシー

「全生徒及び教師が一日の活動に備えるため約1分の黙想の時間が、公立学校の各学年で授業日の開始に際して保持されなければならない。各授業日の1校時の開始時に、黙想の時間が実施される旨を命じ、告げるため生徒を召集するのは、担任教師の責任である。教師は、左の時間に行われるべきいかなる行為も指示し、促してはならず、左の時間中沈黙が保たれなければならない。終了に際し教師は、授業の再開を適切な方法で指図しなければならない、教授を開始するに先だち、学校の通知を行いあるいは他の授業事務を行うことができる²⁰⁾。」(1982年4月29日発効)

バージニア

「全生徒の自由な宗教活動の権利が学内で保護され、個々の生徒の校内での宗教的行事に関与しあるいは回避する自由は、州の最少限の抑制に服さなければならないがため、各学区の教育委員会は、学区の各教室で毎日の1分間の黙想の時間の実施を定める権限を付与される。

左の1分間の黙想の時間を実施する場合、教室担当の教師は、全生徒が着席し、沈黙し、各の生徒が自己の選択に基づき瞑想し、祈禱しあるいは干渉し、混乱させ、妨害することのない静粛な活動を行い得るまで混乱的表現を行わしめないう注意をはらわなければならない²¹⁾。」

各州法の規定をみてきたが、黙想の時間法は、その規定において幾分異なっている。

黙想の時間の目的について、アリゾナ、ミシガン、ルイジアナ、コネティカット等は、瞑想のために実施されるとし、アーカンザス、フロリダ、ペンシルベニア等は黙禱又は瞑想と規定し、生徒に選択権を与えている。また、アラバマ、メリーランド、マサチューセッツ、ニューメキシコ等は瞑想又は祈禱のためと規定し、生徒の選択権を認めている。テネシーは、黙想の時間と規定するのみで、教師がその内容についての行為を指示することを禁止している。

継続時間について、アラバマ、アリゾナ、マサチューセッツ等は、1分以内と規定しているが、フロリダは2分以内とし、ルイジアナは5分以内とし、イリノイ、ペンシルベニア等は、短時間としている。また、コネティカット、ミシガンは、継続時間について何等触れていない。

参加者については、アーカンザス、イリノイ、インディアナ、ペンシルベニアは全生徒と規定し、コネティカット、ルイジアナは生徒と教師とし、ミシガン、ニュージャージー、オハイトは生徒とし、アラバマ、アリゾナ、マサチューセッツ等は、特に規定していない。

実施時間について、アーカンザス、ペンシルベニア、イリノイは毎日の始業時としている。アラバマ、インディアナ、マサチューセッツ、テネシー等は各日の始業時としている。また、ミシガンは、時間指定をせず各授業日の間とし、ルイジジアナ、オハイオは、特に規定をもうけていない。

参加に関して、アーカンザス、コネティカット、ルイジアナ、ミシガンは、生徒の自由意思に委ね任意としている。イリノイ、インディアナ、メリーランド、ペンシルベニアは要請されると規定し、フロリダ、マサチューセッツ等は、特に触れていない。

更には、黙想の時間が強制的なものか否について、アラバマは教師が告げる

ことができるとし、アリゾナ、マサチューセッツ、テネシーは、教師が実施を告げなければならないとする。コネティカット、ルイジアナは、教育委員会が規定乃至許可しなければならないとする。フロリダ、イリノイ、ミシガンは、教師乃至教育委員会が実施し得るとして任意なものとしている。

- 1) ALA. CODE § 16-1-20.1 (Supp. 1982).
- 2) ARIZ. REV. STAT. ANN. § 15-522 (Supp. 1982).
- 3) ARK. STAT. ANN. § 80-1607.1 (1980).
- 4) CONN. GEN. STAT. ANN. § 10-16a (West Supp. 1982).
- 5) FLA. STAT. ANN. § 233.062 (West Supp. 1982).
- 6) ILL. REV. STAT. ch. 122, ¶ 771 (1981).
- 7) IND. CODE § 20-10.1-7-11 (1976).
- 8) LA. REV. STAT. ANN. § 17: 2115 (a) (West 1982).
- 9) MD. EDUC. CODE ANN. § 7-104 (1978).
- 10) ME. REV. STAT. ANN. tit. 20-A, § 4805 (2) (1982).
- 11) MASS. GEN. LAWS ANN. ch. 71, § 1A (West Supp. 1982-1983).
- 12) MICH. COMP. LAWS § 380.1565 (1979).
- 13) N.J. REV. STAT. § 18A: 36-4 (1982).
- 14) N.M. STAT. ANN. § 22-5-4.1 (1981).
- 15) N.Y. EDUC. LAW. § 3029-a (McKinney 1981).
- 16) N.D. CENT. CODE § 15-47-30.1 (1981).
- 17) OHIO REV. CODE ANN. § 3313.601 (Page 1980).
- 18) PA. STAT. ANN. tit. 24, § 15-1516.1 (Purdon Supp. 1982).
- 19) R.I. GEN. LAWS. § 16-12-3.1 (1981).
- 20) TENN. CODE ANN. § 49-1922 (Supp. 1982).
- 21) VA. CODE § 22.1-203 (1980)

2. 国教禁止条項をめぐる合衆国最高裁の解釈

憲法修正第1条は、連邦政府及び州¹⁾が「国教の樹立を規定する法律」を制定することを禁止している。我々の社会は、異なった理念と実践をもつ数多くの宗教を受け入れている。その結果、国家が特定の宗教的信条あるいは実践を是認したならば、是認された宗教のみが利益を得ることになる。国家は、一宗教を是認することによりその中立性を放棄し、国教禁止条項に抵触する内容に基づく宗教的区分を行うことになるのである。また、政府が一宗教又は二・三の宗教に優越性を与えたならば、教派間の競いに国家が統制権を持って介入するという結果が生ずる。従って、裁判所は、一貫して政府が特定宗派を支持す

ることのみならず、全ての宗教を助成することを禁止しているのである²⁾。

しかし、国教禁止条項を解釈している最高裁の多くの判決は、宗教の中立性概念が絶対的な教会と国家の分離を要求しているとはみなしていないと考えられる。カトリック系教区学校の生徒のバス賃を公金から親に償還する教育委員会の決定が争われた *Everson v. Board of Educ.*³⁾ で、最高裁は政府は一宗教又は全ての宗教を優先してはならないとしながらも⁴⁾、児童の福祉の促進という公共の目的論を展開し、政府が補助金を差し控えることによって宗教を敵対視することはできないとしたのである⁵⁾。また、日曜日の労働、労務、その他の商業活動を禁止するメリーランド州日曜休業法 (*Sunday Closing Law*) の合憲性が争われた *McGowan v. State of Maryland*⁶⁾ で、最高裁は、左の法律は元来宗教的影響力によって制定されたのであるが⁷⁾、今や法律の目的は市民の健康、安全、余暇及び公共の福祉の促進にあるのであり⁸⁾、労働団体及び同業者組合によって支持されているから、もはや基本的には宗教的とはいえないと認定している⁹⁾。その後、最高裁は、1963年連邦高等教育施設法 (*Federal Higher Educational Facilities Act of 1963*) に基づき、教会系カレッジ及び大学に世俗的教育目的のためにのみ利用される建設物の建設資金を交付する制度が争われた *Tilton v. Richardson*¹⁰⁾ で、カレッジは初等及び中等学校よりも適切に宗派別教育を世俗的教育から分離し得るとして合憲とし、*Roemer v. Board of Public Works*¹¹⁾ で宗教団体設立のカレッジ及び大学に対するメリーランド州の補助金交付計画を *Tilton* に従って合憲としている。更にまた、ミズーリ州立大学の宗教的礼拝や宗教の唱導のために校舎及び校内を利用することを禁止した規則が争われた *Widmar v. Vincent*¹²⁾ で最高裁は、あらゆる他の団体と同様宗教団体に対してパブリックフォーラムを利用することを許可するのは、その主たる目的又は効果として宗教の助成を促すものでもなく、宗教と政府の過度のインタングルメントを作り出すものでもなく、従って国教禁止条項を侵害しない。他方、唯一の宗教的言論をフォーラムから追放することは、修正第1条の下で保障される言論の自由によって禁止されている内容に基づく差別につながるとしている¹³⁾。

以上の判例に反映されている宗教の中立性についての解釈とは対照的に、最

高裁は、公立学校で宗教に便宜を計ることについては、かたくなな姿勢をくずしていない。

まず、*McCullum v. Board of Education*¹⁴⁾ をみることにする。1940年、イリノイ州 Champaign 郡のユダヤ教、ローマ・カソリック及び少数のプロテスタント関係者は、宗教教育協議会と呼ばれる自主組織をつくり、公立学校の4年生から9年生までの生徒に対して宗教教育の授業を受けさせるための許可を第71学区教育委員会から得た。授業は、出席を要請する書面に親が署名した生徒を対象とし、一週間当り低学年生は30分、高学年生は45分のそれであった。協議会は、学校当局に金銭的負担をかけずに講師を雇ったが、講師は校長の認可及び監督に服さなければならなかった。授業は、三つの宗派別グループに分かれ、学校の正規の教室で行われた。宗教教育を受けたくない生徒は、教室を去り、世俗の学習を行うため校内の他の場所に移動することが要請され、授業に出席する生徒は、世俗的学習を免除されるが、出欠席の報告を世俗の教師に対して為さなければならなかった¹⁵⁾。

多数意見を述べた Black 判事は言う。左の事実からして、税金によって維持される財産の宗教の授業への使用及び宗教教育促進という点に、学校当局と宗教教育協議会の間に密接な協同が明らかである。従って、州の義務教育制度の施行が、宗派別セクトによってなされる宗教教育のプログラムを援助し且つそれと統合されている。世俗的教育を受けるため登校を法律によって義務づけられている生徒は、いくぶんかは宗教の授業に出席するという条件でその法的義務を一部免除されてはいるが、税金で設立され、維持されている公立学校制度を宗教グループが自己の信念を流布するために利用することに他ならないのである¹⁶⁾。本件においては、宗教的教義の普及のために州の税金で維持される公立学校が使用されるのみならず、州は公立学校の義務教育制度を利用して宗教の授業に児童を出席させる手助けをするという非常に貴重な援助を宗派グループに提供しているのであり、このことは、教会と国家が分離しているとはいえないのである¹⁷⁾。

しかし、最高裁は、*McCullum* の4年後の1952年、*Zorach v. Clauson*¹⁸⁾ で公立学校の生徒は校外の宗教施設で宗教教育を受けるために授業を免除される

と判決したのである。ニューヨーク市は、ニューヨーク州教育法の「宗教行事及び宗教教育を受けるための欠席は、教育長の定める規則に基づいて許可するものとする。」という規定に基づいて、公立学校の生徒が授業時間中に宗教教育や祈禱に参加できるよう校外の宗教施設に行くことができるとするいわゆる自由時間制 (released time program) を立てた。生徒は親の書面による申請に基づいて授業を免除され、免除されない生徒は教室にとどまる。また、教会は、授業を免除されていながら宗教教育を受けない生徒について毎週学校に報告するものとしていた¹⁹⁾。

Douglas 判事は、法廷意見の中で次のように判決している。自由時間制は、公立学校の教室での宗教教育も公金の支出もその内容としておらず、申込用紙を含むあらゆる費用は宗教団体によって支払われ、かかる点で McCollum と異っている²⁰⁾。何人も宗教施設へ行くことを強制されることはなく、いかなる宗教教育も公立学校の教室内に持ち込まれてはいない。生徒は宗教教育を受ける必要性はなく、自らの宗教的礼拝の方法、時間について自己の決定に任されている。学校当局は、生徒を宗教施設に行かせることについての強制の点については中立であり、親が申請する生徒を免除するそれ以上のことは何もしない²¹⁾。そして、憲法は、政府が宗教を敵対視する必要性もその力を宗教的影響力の効果的範囲を広げる努力に向ける必要性も要請していないので、合憲である²²⁾。

公立学校の校内で行われる宗教活動は、不当に宗教を助成することになるが、校外での宗教活動を認めないことも、国が不当に宗教に対して敵愾心を示すことになるのである。Zorach 以降のケースは、Zorach が最高裁の公立学校における宗教活動に対する便宜の限界を表明しているとして、公立学校内での広範な詰め合せ物を違憲であるとしてきている。

ところで、最高裁は、Schempp, Engel で前述の如く初等及び中等の公立学校内での教会と国家の分離にはっきりと不浸透の壁を確立している。最高裁は、Engel では非宗派的祈禱を、Schempp では聖書の朗読を無効とすることによって以後の事件のガイドラインとなる原則を打ち立てている。両事件を見ることにより、その原則を引き出してみることにする。

第一に、宗教の国教化に関する法律に対する憲法上の禁止は、少なくともアメリカにおいて政府によって運営される宗教的プログラムの一部として朗誦する為にアメリカ人の団体のために公的な祈禱を作成することは、政府の業務の一部ではない²³⁾。すなわち、公立学校における宗教活動を作成又は認可することは、政府の業務ではない。

第二に、政府による祈禱の承認は、200年前までは普通であった政府による宗教の侵害と比較した場合、相対的には重要ではない。公認された祈禱は非常に短時間且つ一般的であるが故に、政府によるその樹立には信教の自由への危険性がないという見解をいただく人々に対して、J. Madison の言葉「我々の自由の初めての経験には、警戒がなされてしかるべきである。」を引用するのが適切である²⁴⁾。また、聖書の一節の朗読といった宗教活動は比較的軽微な修正第1条の侵害であると論ずることには、防ぐ手だてはない。しかし、今日では細流である程度の中立性への侵害は、全て非常に早いスピードでたけり狂う奔流となるのである²⁵⁾。すなわち、宗教への当該の援助が相対的には重要でないことを理由にしたのみでは、例外は認められ得ない。

第三に、教室内での祈禱文の朗唱や聖書朗読を禁ずることは、自由な行動条項 (free exercise clause) を犯して国の宗教への敵愾心を表わすものではない²⁶⁾。

第四に、祈禱が宗派的に中立であるという事実も、祈禱を行うか否を生徒の自由意思に任せるという事実も、国教禁止条項の制限からはまぬがれ得ない²⁷⁾。すなわち、宗教活動への生徒の参加が表面上は任意であるという事実のみをもってしても、生徒への強制の問題が依然として残るのである。

最高裁は、公立学校における宗教的行事のいかなる形態をも認めてきていないところから明らかなように、上記国教禁止条項の解釈原則を是認してきている。Epperson v. Arkansas²⁸⁾ で、最高裁は、教師が州によって維持される学校又は大学で「人類は、下等動物にさかのぼり又は由来するという理論あるいは学説を教えること」、「左の理論を説明する教科書を採用し又は使用すること」は不法であり、これに違反した者は免職される旨規定したアーカンソー州1928年法²⁹⁾を違憲であるとした。Fortas 判事は、その法廷意見の中で次のよう

に判決している。法律は異端を知らない。そして法律は、いかなる教義の支持もいかなる宗派の樹立にも義務を有せず、この原則こそ修正第1条の解釈原理である³⁰⁾。アーカンソー州は、教師が進化論を論ずることを妨げようとした。けれど、進化論は、聖書の創世記が人類の起源に関する唯一の源泉でなければならないという主義と相容ないからである。ファンダメンタリストの宗派の確信が、左の州法が存在してきた理由であることは明白である。従って、州は、一宗教の教義に相反する学説を教えることを禁ずることによって、宗教への中立性の限界を踏み越え、特定の教派を優遇するものである³¹⁾。

公立学校での宗教への最少限の便宜すら認めない最高裁のより重要な表明は、*Stone v. Graham*³²⁾にみいだされる。ケンタッキー州は、法律で以下の事を規定していた。公立の初等及び中等学校の教室の壁に耐久性のあるモーセの十戒 (Ten Commandments) のコピーを掲示することは、教育長の義務とする。十戒のコピーの下には、小さなプリントで「十戒の世俗的使用は、明らかに西欧文明の基本的な法的基準及び合衆国のコモン・ローとして採用されているところにみいだすことができる。」という左の掲示目的に関する表示がなされなければならない。コピーは、この法律の目的のために州の収入役に対して為される自発的な寄付によってまかなわれた基金で購入するものとする³³⁾。

ケンタッキー州最高裁判所は左の法律を合憲であると判決したが³⁴⁾、合衆国最高裁は違憲判決を下している。すなわち、法律で世俗的目的を表明したとしても、左の法律は修正第1条との衝突を避けて通ることはできない。教室の壁にモーセの十戒を掲示する主たる目的は、明らかに事実上宗教的である。モーセの十戒は、ユダヤ教及びキリスト教信仰の神聖なるテキストであることに疑いはない。そして、世俗的目的を立法上仮定してみても、左の事実から我々を盲目にすることはできない。十戒は、親に対する敬愛、殺人、姦淫、盗み、偽証及びむさぼりの禁止といった世俗的事項にのみ限られているのではない。むしろ、十戒の最初の部分は、神のみを拝すべきこと、偶像崇拝を避けること、神の名をいたずらに用いないこと、安息日を守ることといった信者の宗教的義務に関するものである。本件は、モーセの十戒が教科課程に組み込まれた事件に関するものではない。宗教的テキストを壁に掲示することは、教育機能に貢

献するものではない。掲示されたモーセの十戒が効果を発揮するとすれば、それは学童が十戒を読み、黙想し、ことによるとそれを尊び、従うことであろう。しかしながら、このことが個人の信心のつとめの問題として望ましいことであるにせよ、それは国教禁止条項の下では許し得る州の目的となすことはできない。掲示されたモーセの十戒のコピーが自発的な個人の寄付によって資金調達されるということは、重要ではない。けだし、立法部の後援の下でのコピーの掲示自体が、国教禁止条項が禁じている州政府の公式な支持を宗教に供与することになるからである。また、本件の聖句が、Schempp 及び Engel におけるような朗読ではなく、単に壁に掲示されるにすぎないということも重要ではない。けだし、これらの宗教行事が比較的ささいな修正第1条に対する侵害であると主張することは、抗弁事由とはなり得ないからである。故に、本件ケンタッキー州法は、国教禁止条項に違反するのである⁸⁵⁾。

ところで、宗教的性質を伴う活動が、公立学校の教室から全く排除されてきているわけではない。前記 Schempp で最高裁は、人間教育は比較宗教、宗教の歴史及び宗教と文明の発達との関係といった研究なくしては、完全なものとは言い得ないであろう。聖書は、その文学的特質を有する故に研究対象として価値を有するといえる。聖書や宗教のかかる研究は、それが客観的に教育の世俗的学習計画の一部として提供されたならば、修正第1条と何等矛盾するものではないのである、としている⁸⁶⁾。また、Engel で、最高裁は、学童及びその他の人々は創造主について述べている独立宣言といった歴史的文書を朗読し、神に対する作者の信仰の告白を含む公けに支持された祝歌を歌うことによって愛国心を表明することを公的に奨励される。また、公的生活の中に、神への信仰の表明が多く見られるが、このことは本件判決とは何等矛盾するものではない⁸⁷⁾、としている。すなわち、かかる活動は、宗教的行事と何等関係のない教育的、愛国的あるいは儀式的行事とみなされているのである。

教会と国家の分離についての厳格な基準が公立学校に適用されるのは、アメリカ社会における公立学校の特別な地位によるのである。第一に、公立学校は、象徴的機能を果すのであり、最高裁は公立学校を民主主義の温床とみなし、そこでは国家は特定の信仰又は思想の優位を表明せず、混成社会にとって必要で

ある宗教的寛容の理念を示すことが予期されている³⁸⁾。第二に、国家は、ある宗教に優位を認めるといふ外観を呈してはならない。けだし、公立学校の生徒はかかる国の政策から攻撃を受けやすいからである。このことは、公立学校の生徒の感受性と公立学校の義務教育出席の要請という2つの要因に帰因し、生徒は、批判的且つ独立の思考力を有する成人と異なり、教師、学校運営及び仲間の生徒に影響されやすいのである。この影響力は、義務教育出席の要請の故に相当高度なレベルにまで達すると考えられる。第三に、信仰は個人の領域に属するものであり、その核心に触れるものであるから、排他的に親の指導の下に留保されるものである。従って、国が生徒に宗教的価値を教え込んだ場合、親の特権を国が専有するという結果を生ずるのである。この点に関し、Burger 長官は、*Wisconsin v. Yoder*³⁹⁾ で明確に述べている⁴⁰⁾。第四に、以上の点及び公立学校の教育内容に宗教的要素を組み入れようとする国民の意識の故に、明らかに、宗教的な活動を公立学校で行えば、国教禁止条項が排除しようとしている宗派間の闘争を結果として生ぜしめることになる。

- 1) 国教禁止条項は、*Everson v. Board of Educ.*, 330 U.S. 1 (1947) で州にも適用されるとされた。Id. at 15.
- 2) *Committee for Public Education v. Nyquist*, 413 U.S. 756, 771 (1973); *Engel v. Vital*, 370 U.S. 421, 430 (1962); *McCullum v. Board of Education*, 333 U.S. 203, 210—11 (1948); *Everson v. Board of Educ.*, 330 U.S. 1, 15—16 (1947). 国教禁止条項の解釈について、2つの理論が対立している。See E.S. CORWIN, *THE CONSTITUTION AND WHAT IT MEANS TODAY* 286—87 (14th ed. 1978). 最高裁判決にも、その対立がみいだされる。Black 判事は、次のように述べている。「修正第1条の『国教の樹立』規定は、少なくとも次のことを意味する。州政府のみならず連邦政府といえども、宗教またはすべての宗教を援助し、あるいは一宗教を他の宗教より優先する法律を制定してはならない。いずれの政府といえども、意思に反して教会に行かせあるいは行かせないよう強制してはならないし、影響を与えてもいけない。また、いかなる宗教に対する信仰、不信仰の告白も、なされてはならない。何人も、宗教、信仰若しくは不信仰をいだし又は告白したことの故に、あるいは教会へ出席し、欠席したこと故に罰せられない。税金は額の多少を問わず、どのように呼称され、いかなる形態において宗教を教え又は実践するものであるにせよ、いかなる宗教活動又は宗教施設を支持するために賦課されてはならない。州政府のみならず連邦政府も、公然と又はひそかにいかなる宗教組織若しくは宗教団体等の業務に関与してはならない。Jefferson の言葉をかりれば、法による国教禁止条項は、『教会と国家の分離の壁』を築くことを意図するものであったのである。」*Everson v. Board of Educ.*, 330 U.S. 1, 15—16 (1947). 他方、Douglas 判事は言う。「修正第1条は、

その適用範囲内において例外は認められない。すなわち、禁止は絶対的である。しかしながら、修正第1条は、ありとあらゆる点で教会と国家の分離がなければならないとまではいっていない。むしろ、左の条項は、提携、結合又は相互依存があつてはならない方法あるいは方策を定めている。このことは、物事の常識である。さもなければ、国家と教会は、互いに相容れないのになり、敵対的な疑いあう関係になり、更には悪意をいさぐことにさえなるのである。……政府が宗教に対して敵対的であること、及び政府が効果的な宗教的影響力の及ぶ範囲の拡大化の努力を阻止することを憲法は要求していない。政府は、宗派間の競争にぶつかった際に、中立的でなければならない。……我々個々人の好みは、憲法上の基準にはならない。憲法の基準は、教会と国家の分離である。憲法上の多くの問題と同様、問題は程度のそれなのである。」*Zorach v. Clauson*, 343 U.S. 306, 312—14 (1952).

- 3) 330 U.S. 1 (1943).
- 4) *Id.* at 15—16.
- 5) *Id.* at 17—18.
- 6) 366 U.S. 420 (1961).
- 7) *Id.* at 431.
- 8) *Id.* at 445.
- 9) *Id.* at 431—35, 444—45.
- 10) 403 U.S. 672 (1971).
- 11) 426 U.S. 736 (1976).
- 12) 454 U.S. 263 (1981).
- 13) See M. SHAPIRO, R.J. TRESOLINI, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW*, 441—44 (6th ed. 19823).
- 14) 333 U.S. 203 (1948).
- 15) *Id.* at 207—209.
- 16) *Id.* at 209—210.
- 17) *Id.* at 212.
- 18) 343 U.S. 306 (1952).
- 19) *Id.* at 308.
- 20) *Id.* at 308—309
- 21) *Id.* at 310.
- 22) *Id.* at 314. *McCullum* と *Zorach* の両事件について See Kauper, *Church, State, and Freedom: A Review*, 52 MICH. L. REV. 829, 839 (1954); Kauper, *Prayer, Public Schools and Supreme Court*, 61 MICH. L. REV. 1031, 1049 (1963); *School District of Abington TP., PA. v. Schempp*, 374 U.S. 207, 261—62 (1963) (Brennan, J., concurring).
- 23) *Engel v. Vital*, 370 U.S. 421, 425 (1962).
- 24) *Id.* at 436.
- 25) *School District of Abington TP., PA. v. Schempp*, 374 U.S. 207, 225 (1963).
- 26) *Engel v. Vital*, 370 U.S. at 436; *School District of Abington TP., PA. v. Schempp*, 374 U.S. at 225.

- 27) *Engel v. Vital*, 370 U.S. at 430.
- 28) 393 U.S. 97 (1968).
- 29) *Id.* at 98—99.
- 30) *Id.* at 104.
- 31) *Id.* at 107—109.
- 32) 449 U.S. 39 (1980).
- 33) *Id.* at 39.
- 34) 599 S.W. 2d 157 (1980).
- 35) 449 U.S. 39, 41—43 (1980).
- 36) *School District of Abington TP., PA. v. Schempp*, 374 U.S. 207, 225 (1963).
- 37) *Engel v. Vital*, 370 U.S. 421, 435 (1962).
- 38) *McCullum v. Board of Education*, 333 U.S. 203, 216—17 (1948).
- 39) 460 U.S. 205 (1972).
- 40) *Id.* at 213—14.

3. 「黙想の時間」法に関する学説と判例

(1) 学説

J. Choper の主張……修正第1条にいう国教禁止条項は、国が公立学校の生徒の宗教的又は良心的信条を傷つけ、あるいは信教の自由又は良心の選択に影響を及ぼす結果になるもっぱら宗教的活動として明白に特徴づけられるものに携わる場合、侵害される¹⁾。そして、祈禱が違憲とされた *Engel* 以降いくつかの提案がなされているが、その中の一つとして毎日の授業日を、校内の騒ぎを静めさせ一日の勉強を静粛な時間をもって開始せしめるべきであるというそれがある。各生徒は、黙想の時間を自己にとって適当だと考えるどんな目的のためにも役立たせることができるから、左の活動はもっぱら宗教的なものとして特徴づけられない。また、いかなる生徒も真に級友の内省の対象を知り得ないのであるから、唯一人として何等かの方法で自己の考えを改めることを強要されることはない²⁾。

P. Kauper の主張……*Engel* 判決は、公立学校の教室における毎日の朗読のための公的に認められた祈禱に関する規定にのみ及ぶのである。勿論、左の判決は、公立学校における祈禱を禁止したものではない。生徒及び教師は、黙禱を行うことができるのであり、黙禱の時間を自由に許すことは、判決と何等

矛盾するものではない。更に、Engel は、教育委員会が命令によって教師に要請した公認の祈禱を処理した事件であるということに心をとめることが大切である。事件は、教室担当の教師が子供に自由に自己の祈禱を表現する機会を与える自由裁量権を有している事態を審理したものではないし、聖職者が公立学校の教科課程との関連で祈禱を企て得るか否かの問題を処理したものでもない³⁷。

Engel 判決は、中立性の基準によって判定される。明らかに、特別の祈禱を許可する州の行為は、祈禱に内包される諸の宗教的信念への政府の優先の表われであり、この限度でこれらの行動基準を受け容れない人、又は他の方法で祈禱しようとする人を差別することになる。しかし、州は公立学校での公認の祈禱の朗誦を規定する権限を有しないとした最高裁が、それによって州に宗教に基づいて差別し、又は信教の自由に介入することを強要したのであろうか。祈禱活動は参加を希望する子供の信教の自由に手段を提供したものであるとの論議が、最高裁でなされたのではあるが、公立学校で祈禱文を朗誦する権利は信教の自由の核心をなすとの主張は、ほとんど説得力あるものということとはできないのである。祈禱を行うという一般的権利は、判決によって影響を被るものではなく、教室での何等かの形式の祈禱は、Engel 判決と矛盾するものでもない。また、公立学校の教室内での公けに認められた祈禱は、州にその学校を公的に確立された正説としての世俗主義を促進するために使わしめることを強制することによって、中立性を侵害するものであると言い得ないのである。判決と矛盾することなく、学校及び政府は、なお宗教に対する共感意識及び個人や地域共同体への宗教の関連を反映する慣例及び教育綱領を追求し得る⁴¹。

Brennan 判事の意見……日常の祈りが推し進めるといわれている世俗的目的は、二つの範疇に分かれる。つまり、参加する子供によって共に享受される直接的にあって宗教的経験に依存するそれと、祈りの題材の宗教的内容から十分に分離されると思われるそれとであり、後者は、等しく非宗教的題材によって推し進められるものである。まず第一の目的に関して、公立学校の教室に何等かの宗教的影響又は教育を吹き込むという道徳的及び精神的価値について多くのものが書かれてきている。もばら宗教的題材がこの目的を助長するであろう

という限度で、手段と同様目的は明らかに宗教的であり、左の活動は国教禁止条項によって必然的に禁止されているのである。純粹に世俗的な利益が終局的に生ずるかもしれないという事実は、この活動を正当化し得るものとは思われない。けだし、同様の間接的非宗教的利益は、疑いなく *McCillum* で無効とされた自由時間制について主張されてきていたからである⁵⁾。

第二の正当化事由は、授業日の開始にあたっての宗教的活動が、直接的にもっぱら世俗的目的——例えば、生徒間の調和と寛容をはぐくみ、教師の権威を高め、よりよきしつけを吹き込むといった——を助長するものであると思われる。そのような利益は、朗読や朗誦の内容からではなく、単に開始の会合又は一日の最初の授業に際してのかかる厳粛な儀式の開催から生ずるという限度で、より影響力の少ない題材が、同様に同一の目的を首尾よく推し進めるであろうと思われる。世俗的目的の達成のために非宗教的手段で足りる場合、宗教的手段の使用は禁止されると考える。この原則は、諸事件に適用される。例えば、偉大なるアメリカ人の講演やメッセージ又は我々の自由に関する伝統的文書、忠誠の誓いの毎日の朗誦、あるいは始業時の敬虔な黙想の時間の行事が、地域共同社会の構成員の信教の自由又は宗教と政府の適切な程度での分離のいずれかを危険にさらすことなく信仰活動の世俗的目的を妥当に助長し得るものではないということは、立証されてきてはいないのである。かかる代替物は、当面の諸活動が事実上宗教的目的を助長するという程度においてのみ、不十分且つ不適切と考えられる。異議を申し立てられた活動が首尾よく価値ある世俗的目的を達成し得るという経験豊かな教育者の判断は、問題としない一方、州が間接的であるとはいえ宗教的目的を達成することを企てるか、世俗的目的を助長するために世俗的手段で十分まかなえるところで宗教的手段を使用したかすれば、州は憲法に反して行為を行ったといえると思われる⁶⁾。

L. Tribe の主張……自由な行動条項にとって二分法が、宗教的と論証され得るものと宗教的特質をもつものとさえ論証され得ないものとの間に設けられ得る。宗教的と論証され得るすべてのものは、自由な行動条項の分析においては宗教的とみなされる。国教禁止条項にとって類似の二分法が、非宗教的と論証され得るすべてのものを明らかに宗教的なすべてのものから区別するのであ

り、非宗教的と論証され得るいかなるものも、国教禁止条項の適用の際には宗教的とはみなされるべきではない。従って、政府のプログラムが、ある活動を促進し、許容し又は助長する——しかし、命令はしない——という効果をもつ場合、左の活動がただ単に宗教的と論証され得るものであるという事実は、政府のプログラムが国教禁止条項を侵害するものであるとするには充分とはいえない。超越的瞑想 (Transcendental Meditation) は、非宗教的と論証され得るが故に、国教禁止条項の問題が生じた場合に宗教とはみなされない。すなわち、随意選択の科目としての超越的瞑想の教授は、許されるものと思われる。同様に、黙想の時間は、非宗教的と論証され得るからして、始業時の短時間の黙想又は瞑想を規定する法令は、国教禁止条項を侵害しないのである⁷⁾。

(2) 合憲判決

Gaines v. Anderson⁸⁾……マサチューセッツ州は、法律で公立学校の全学年の始業時に1分を越えない黙想の時間が瞑想又は祈禱のために実施されなければならない旨、規定していた (1966年制定, 1973年改正)⁹⁾。1976年1月12日, Framingham 町教育委員会は左の法律に従う旨の決議案を、同1月27日には綱領を採択し、2月2日から執行した。同町の公立学校に通学する12人の生徒及びその親は、教育委員会及び教育長を相手どり、宣言的判決と差止命令を求めて、同日訴訟を提起した¹⁰⁾。

原告は、以下の点で、修正法律及び綱領は修正第1条、第14条で保障された権利を侵害すると主張する。①同法及び綱領は、修正第1条にいう国教禁止条項に反して宗教的行事を公立学校に確立するものである。②修正第1条に反して、宗教的活動のための特殊な形態を命ずるものである。③修正第14条に反して、子供の宗教教育を管督する親の権利を侵害するものである¹¹⁾。

F. J. Murray 連邦地方裁判所判事は、次のように判決を下している。

法律は、明白に世俗的目的を反映し、その基本的効果は宗教を助長するものでも抑制するものでもあってはならない。また、政府と宗教との過度のインタングルメントを避けるものでなければならない。左の判断基準が適用されるためには、修正第1条に具現化されている価値の注意深い考慮が必要とされるが、修正第1条にかかっているものは、国家の中で実行できる範囲での教会と国家

の分離政策である。そして、その制度は、我々の伝統が宗教的であることを反映するものであり、その国民の大多数は、種々の宗教的信念及び信経を信奉しているのである。そして、修正第1条が禁止するところのものは、争いへと導きやすく、しばしば政治制度を極限に至るまで乱用するがごとき宗教の政府への依存であり、また政府の宗教への介入なのである。ここにおいて、上記判断基準を本件に適用する場合に、1966年の制定史、1973年の改正（“or prayer”という言葉が加えられた）、制定法の用語、法律の下での州と公立学校のインボルブメントを審理し、評価しなければならない¹²⁾。

1966年に法律が制定されたということは、マサチューセッツ州議会が宗教を助成するという憲法に反する目的に動機づけられたとする主張を必ずしも支持するものではない。州最高裁判所が *Attorney General v. School Committee of North Brookfield*, 199 N. E. 2d 553 (1964) でマサチューセッツ州の公立学校での聖書朗読及び祈禱を違憲であると判決を下した結果、この法律を制定したということは、憲法上、宗教に対して中立であるという点において世俗的目的を促進しようとする立法目的に完全に一致するのである。法律の原案のタイトルは「州の公立学校における各日の始業時の黙禱の時間及び志誠の誓いの朗読に関する法律」であった。そして、法案は「州の全公立学校の授業日は、希望する生徒が黙禱を行なうことができる1分間の沈黙で始めなければならない」と規定していた。法案は、教育立法委員会に回付され、“prayer”の用語が削除され、“meditation”の用語に代えられたのである。その後、州議会は一定箇所を変更したが、瞑想という言葉は留保したのであった。このように、用語を変更したことにかんがみ、州議会が2つの用語の相違を知っていたことと国教禁止条項で保護される価値を侵すことなく世俗的目的を促進しようとしていたことが理解できる。黙想の時間について定める本件法律は、それ自体、立法権の無効な行使ではない。法律が生徒に要請するものは、静粛にすることのみである。授業日の静粛は、しばしば学校がその教育目的を達成する場合に必要なことであり、教育機能を助けるための正当な世俗的目的にかなうのである。立法者は、生徒がより大きな自己修練を学び、黙想の時間を通して教師の威信を重んずると考えたのである。これらは、正当な世俗的目的であり、以上述べ

たことがらを促進するための目的は、憲法上許されるのである¹³⁾。

瞑想という言葉は、本件法律に宗教を助成し又は抑制するという憲法に反する目的又は効果を吹き込むものではない。瞑想——瞑想を行う行為——は、必ずしも宗教的活動なのではない。その本来の意味において使用した場合、瞑想とは、宗教的、反宗教的又は無宗教の問題への真剣なる内省あるいは熟考を意味するのである。また、州が生徒の心を静粛に思想及び価値に向わしめることは、公立学校の世俗的目的と全く一致するのである¹⁴⁾。

さて、次に1973年の法改正で「又は祈禱」という言葉が付加されたが、これは国教禁止条項に反しないであろうか。祈禱という言葉は、一般的且つ通常の意味では瞑想と異なり、特に宗教的意味を持っている。しかし、この修正を考える場合、宗教に対する政府の態度は、慎重な中立性をもつそれではなければならないことを心に留めなければならない。修正第1条の要請は、宗教に対する敵愾心あるいは宗教団体への無関心をも意味しているのではない。つまり、無宗教である人々の優先を意味してはいないし、俗人への主たる献心を要求しているのでもない。1973年改正法は、選言的に改正され、瞑想又は祈禱を一方又は他方を命令することなく許しているのである。従って、改正法の効果は、1分間をお祈り又は宗教的瞑想に利用しようとする生徒、そしてまた世俗的事柄について思考しようとする生徒への便宜を計ることにあるのである。また、生徒への瞑想又は祈禱の強制的指図がない処に、明らかに中立性を維持しようとの立法目的が示唆される。以上の理由により、本件法律は、国教禁止条項に抵触しないのである¹⁵⁾。

(3) 違憲判決

*Duffy v. Las Cruces Pub.Schools*¹⁶⁾ ……ニューメキシコ州は、法律で各地方教育委員会は始業時に1分以内の黙想の時間を公認することができる旨、規定していた¹⁷⁾。この黙想の時間は、1981年10月12日から同州のLas Cruces公立学区で開始されたが、学区に通学している子供をもつニューメキシコ市民であり納税者である原告は、学区及び教育委員会を相手どり、差止命令及び宣言的判決を求めて訴訟を提起した¹⁸⁾。

Burciaga 連邦地方裁判所判事は、以下のごとく判決を下している。

修正第1条の最も普通に認められた目的は、単一の宗派が国教会として樹立されることを妨げることにあるが、修正第1条の保護は、ここで止るものではない。州は、州の宗教を採用することを禁止されているのみならず、宗教の樹立に関するいかなる法律をも制定してはならない¹⁹⁾。

当裁判所の事実認定によれば、州議会は、本件法律を採決する際に世俗的目的を持っていたとは言い得ない。議会は、世俗的目的を明言するが、それは、明らかに、自己の有利を図ろうとするものである。立法部の真の目的を決定する際に、最も適切な出発点は、法律それ自体である。法文に「祈禱」という用語があるが、これは、達成せられるべき世俗的目的が存在しないという避けられない証拠である。祈禱は、世界の多くの信仰にとって本質的な宗教的おこないであり、多くの宗教を信ずる人々の信仰生活の中で重要な役割を演じているのである。祈禱は、主要な宗教的実践それ自体であるから、公立学校の教室でそれを行うことは、どちらかといえば、教室で宗教のテキストを広げるよりも、もっと明らかに宗教的目的をもっているのである。黙考とか瞑想という用語が法律にみいだされるが、これは、見えすいた策略であり、法律の真の目的から注意を転じさせようとするものである。また、このことは、立法部が故意に信教の自由の権利を傷つけるために規定したこと、そして祈禱にとって代る物を含ませることによって結果を隠蔽しようとしたことを意味している。更に、黙想の時間の採用に先立つ出来事及び立法支持者の言説からすると、本件法律の目的は、明らかに学校に祈禱を復活させることにあったことが理解できる²⁰⁾。

法律の基本的効果を分析する場合、公立学校に通学している生徒が問題とされていることを、常に念頭に置かなければならない。まず、初等及び中等学校は、青少年に基礎的且つ基本的価値を伝えるという独特の役割を演じており、感受性の強い生徒に宗教的活動へのちょっとした世俗的インボルブメントすら、州が特別の宗教上の信経に許可を与えたということを暗示するのである。本件において、危険は明白である。黙想の時間の採用に至る討論報告書を見ると、支持者及び反対者の論争の中心に置かれたものは、公立学校における祈禱であったことがわかる。一度黙想の時間が採択されたならば、始業時に祈禱を許可する政策は、学区の計画の中心的部分として宗教的活動を承認することを意味

するのである。すなわち、教室での祈禱の時間を公認することにより、被告は、祈禱という宗教的活動に州の許可を与えたのであり、不当に宗教を助成しているのである。故に、本件法律の基本的効果及びその施行は、宗教の助成となるといわざるを得ない²¹⁾。

黙想の時間には、祈禱のための時間、場所及び状況を提供することが意図されている。選定された時間は、授業中であり、場所は校内である。黙想の状況は、教師により教え込まれ、維持される。これらの要因のみからしても、過度のインタングルメントをなしていることが理解される。更に、教育長は、黙想の時間を含む教育委員会の政策を施行する義務を有し、学区の教師が黙想の時間を確実に実施することに責任を有している。また、教育長は、委員会に回答し、委員会が最終的には黙想の時間の政策の施行に責任を有している。本件において、黙想の時間は、明らかに、許すことのできない宗教の促進という潜在力を有し、国教禁止条項が禁じている宗派にそった一種の政治的区分を引き起したのである。以上の理由により、本件法律は、憲法に反し、被告によるその施行は、違法である²²⁾。

Jaffree v. Wallace²³⁾……アラバマ州 Mobile 群の公立学校に3人の子供を通学させている上訴人 Jaffree は、前記黙想の時間法 (Ala. Code § 16-1-20.1) 及び以下の州法の規定の合憲性を争って合衆国控訴裁判所に上訴した。「今後、アラバマ州内の公的教育施設の教師又は教授は、主なる神は唯一であることを認め、ホームルーム又は授業の始めに希望する生徒に神に対する次の祈禱を行なわしめることができるものとする：“Almighty God, You alone are our God. We acknowledge You as the Creator and Supreme Judge of the world. May Your justice, Your truth, and Your peace abound this day in the hearts of our countrymen, in the counsels of our government, in the sanctity of our homes and in the classrooms of our schools. In the name of our Lord. Amen”」(Ala. Code § 16—1—20. 2)²⁴⁾。

Hatchett 判事は、過去の宗教判例を通して被上訴人の主張を論駁した後²⁵⁾、以下のように判決を下したのである。

修正第1条の目的は、宗教的信仰の実践への政府の介入を排除することにあ

る。また、国教禁止条項は、政府が種々の宗教間の関係及び非信仰者と信仰者との関係について中立であることを要請している²⁶⁾。

被上訴人は、教師の祈禱活動は教育委員会の政策または州法によって動機づけられていないから、国教禁止条項に抵触するものでもなく、また州のインボルブメントも存在しないと主張する。しかし、アラバマ州法の下では、教師は、郡教育委員会によって任命、停職及び解任がなされる。アラバマ州郡教育委員会は、州が創設したものであり、州によって統制されている。本件において、Mobile 郡教育委員会委員が、教師の祈禱活動を通知し、活動を思い止まらせる処置をとったことは証拠より明らかである。また、多くの教師が、校長と祈禱活動について論議したことも明らかであり、委員会が教員の活動を承認したことも容易に認定できる。教師の活動を承認する法律が違憲であるとするならば、法律がない場合でも左の活動はまた違憲となる²⁷⁾。

合衆国最高裁は三重の基準理論を宣言しているが、このテストの目的は、宗教的活動への政府のインボルブメントの中立性を保証することにある。公立学校内での祈禱活動が、たとえ制定法上認められず、書面による教育委員会の政策に従って為されなくとも、州の行為が存在し、最高裁により宣言された法定のテストを満たすならば、左の活動は、違憲と宣言される。国教禁止条項の到達点は、制定法による公認の欠如によって限定されるものではない²⁸⁾。

祈禱は典型的な宗教的実践であり、基本的宗教活動であるから、公立学校の教室での祈禱行事は、宗教的目的を意味する。祈禱が典型的な宗教的実践であると認めることは、世俗的目的が存在しないということの意味する。祈禱の基本的効果は、一宗教の信仰を助成することであり、唯一最高神の存在を認めることになる。かかる活動への Mobile 郡の学校制度のインボルブメントは、宗務の促進に州をかかわらせることになる²⁹⁾。

祈禱を認める法律に論及すれば、上記両法律は、宗教活動を助成し、促進するものである。本件における問題は、Ala. Code § 16—1—20.2に規定される政府が企てた祈禱にある。Engel で最高裁は、公立学校に認められた州が定めた宗派に偏しない祈禱を違憲と判決している。Engel における祈禱は、本件におけるそれよりも、相当に軽微な宗教への関連しか含んでいなかった。最高裁

は、少なくとも、アメリカにおいて政府によって押し進められる宗教的プログラムの一部として朗誦するために、ある団体に祈禱を認めることは、その業務ではないと判決を下している。左の法律は、州による宗教の樹立に達する。左の法律の通過は、宗教的考慮によって動機づけられ、その意図は、宗教的信条を促進することにあつたのである。祈禱が任意であり、宗派に偏しないという事実は、州のインボルブメントを中立化させるものではない。州は、相争う宗派の間のみならず、信仰者と無信仰者の間についても中立でなければならない。この中立性の実際効果は、州の学校が宗教的信条又は礼拝の慣行を教え込んだり、抑制したりするような機能を果してはならないことを意味する。アラバマ州は、宗務にかかわっているものであり、左の法律は、国教禁止条項を侵害しているといわざるを得ない。Ala. Code § 16—1—20.1 に規定された瞑想の目的もまた、宗教の促進に当る。左の活動は、公立学校への祈禱の復活であり、宗教的活動への州のかかわり合いを明白に含んでいる。更に、左の法律は、宗教の助成という基本的効果を有するものである。州は教師の指導の下での瞑想をも含む何らかの宗教的外観を通して、宗教的活動の促進にたずさわることはいできない。従って、左の法律も、国教禁止条項を侵害するのである⁸⁰⁾。

- 1) Choper, *Religion in the Public Schools: A Proposed Constitutional Standard*, 47 MINN. L. REV. 329, 330 (1963).
- 2) *Id.* at 371.
- 3) Kauper, *Public School and the Supreme Court*, 61 MICH. L. REV. 1031, 1041 (1963).
- 4) *Id.* at 1054—55.
- 5) *School District of Abington TP. PA., v. Schempp*, 374 U.S. 203, 279—80 (1963).
- 6) *Id.* at 280—81.
- 7) L. TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW*, § 14-6, at 828—29 (1978).
- 8) 421 F. Supp. 337 (D. Mass. 1976).
- 9) MASS. GEN. LAWS ch. 71, § 1A.
- 10) *Gains v. Anderson*, 421 F. Supp. 337, 339 (D. Mass. 1976).
- 11) *Id.* at 339—40. 尚、教育委員会の採択した綱領は、以下の通りである。①次の告知が、各学校の各授業日の朝、始業時に（高等学校においては、ホームルームの時間をもってそれに代える）教室担当の教師によって行わなければならない。告知は、出席をとっている間に為されなければならない。「瞑想又は祈禱のために1分間の黙想を只今より行う。この時間内は、静粛にし、いかなる活動も行つてはならない。」1分終了後、教師は、「サンキュー」と言わなければならない。②教師が、この瞑想又は

祈禱の時間に関する質問を受けた場合、次の返答をしなければならない。「我々は、これを州法に従って行っている。他のいかなる疑問についても、両親又は家族のだれかと話し合いなさい。」③この規則に従わない生徒がいる場合、教師は、学則及び規則に従う責任を気づかせなければならない。左のことは、教師による詳細な説明又は矯正行動なしに行わなければならない。④生徒が従わないことを固執する場合、教師は、校長に矯正行動について問い合わせなければならない。⑤校長は、この規則に従わしめるために生徒の協力を得るよう試みなければならない。校長によってなされた合理的行動が、規則への応諾に達し得ない場合、校長は、規則違反を処理するため通常確立した手続をとらなければならない。これらの中には、生徒の親又は保護者との協議、及び校長が必要と判断した場合、生徒の停学が含まれるものとする。生徒及び親又は保護者は、校長の決定に対して教育委員長又は教育委員会に訴える権利がある旨勧告を受けるものとする。Id. at 340.

12) Id. at 341.

13) Id. at 341—42.

14) Id. at 342.

15) Id. at 343—44. 尚、ニュージャージー州 Netcong 教育委員会作成の公立学校の「自由な宗教活動の時間」綱領が争われた *State Board of Education v. Board of Ed. of Netcong*, 262 A. 2d 21 (1970). で、ニュージャージー州上級司法裁判所は、静粛な瞑想それ自体は、子供に彼及び彼の父が登校前に家庭で行う朝のお祈り又は朝食のお祈りを回顧する機会を与えるであろうし、彼及び彼の家族が参加する礼拝所での説教を沈思黙考する機会を与えるであろう。従って、黙想の時間は、合憲である、と判決を下している。Id. at 26. また、*Reed v. Van Hoven* 237 F. Supp. 48 (W. D. Mich. 1965) で、連邦地方裁判所は、黙想について、昼食前の黙想は許し得るのである。ただし、それは、生徒に彼ら自らの宗派の祈禱を行う機会を与えるものであり、生徒は、彼ら自らの宗教が教えてきたであろう祈禱を行う特権が与えられている。そして、祈禱を共にしない生徒は、自分達が望む何かを熟慮することが自由であるからである、と判決を下している。Id. at 55—56. 他の合憲判断として、See, e.g., *Jaffree ex rel. Jaffree v. James*, 544 F. Supp. 727 (1982); 307A. 2d 558 (1973) advisory opinion.

16) 557 F. Supp. 1013 (D.N.M. 1983).

17) N.M. STAT. ANN. § 22-5-4.1 (1981).

18) *Duffy v. Las Cruces Public Schools*, 557 F. Supp. 1013, 1013—14 (D.N.M. 1983).

19) Id. at 1018.

20) Id. at 1018—20.

21) Id. at 1020—21.

22) Id. at 1021—21.

23) 705 F. 2d 1526 (11th Cir. 1983).

24) Id. at 1528—29.

25) Id. at 1530—33.

26) Id. at 1533.

27) *Id.* at 1533—34.

28) *Id.* at 1534.

29) *Id.* at 1534—35.

30) *Id.* at 1535—36. 尚, 他の違憲判決として *See, e.g., Beck v. McElrath*, 548 F. Supp. 1161 (M.D. Tenn. 1982).

4. 「黙想の時間」法の問題点

合衆国最高裁は、国教禁止条項の適用基準として、三重の基準理論を数十年に渡って引き出し、採用してきている。*Lemon v. Kurtzman*¹⁾で、法定意見を述べた Burger 長官は、①法律は、世俗的な立法目的を有するものでなければならない。②法律の主要な又は基本的効果は、宗教を助成するものでも抑制するものであってもならない。③法律は、政府の宗教との過度のインタングルメントを助長するものであってはならない、としている²⁾。

以下、この三重の基準理論にそいながら、黙想の時間法の問題点を論ずることにする。

(1)立法目的……まず第一に、黙想の時間法の提案あるいは制定の時期が問題となる。最高裁の *Engel*, *Schempp* 両判決以前、つまり、1960年代初頭以前には、現行の黙想の時間法は存在していない。最初の法律は、*Engel* の4年後、すなわち1966年、マサチューセッツが制定している。続いて、1969年には、ジョージア⁴⁾、イリノイ⁵⁾、カンザス⁶⁾がそれぞれ左の法律を制定しているのである。このことは、暗に黙想の時間法の制定により、教室での祈禱を復活させようとの立法的意図を示すものといえるのである。

第二に、新法としての黙想の時間法を法典化する場合のその方法が、問題となる。すなわち、法律の見出しに、宗教的目的を反映している場合がみいだされる。例えば、アーカダザスは「黙禱又は瞑想 (*Silent Prayer or Meditation*⁷⁾)」、インディアナは「任意の宗教的行事—黙想の時間 (*voluntary religious observance—Silent period*⁸⁾)」、ルイジアナは「静粛な瞑想;祈禱 (*Silent meditation; Prayer*⁹⁾)」、メリーランドは「祈禱又は聖書朗読の許可 (*Praying or reading holy scripture permitted*¹⁰⁾)」としているのである。

更に言及すれば、アーカンザスは、§ 80—1607.1 で「黙想又は瞑想」を規定

し¹¹⁾、§ 80—1606で「毎日の聖書朗読—祈禱¹²⁾」を規定している。ペンシルベニアでは、tit 24, § 15—1516.1で「瞑想及び祈禱の時間」を規定し¹³⁾、tit 15—16で「公立学校における聖書朗読」を規定している¹⁴⁾。つまり、違憲の祈禱法、聖書朗読法のそれとほとんど全く同一のセクションナンバーが、黙想の時間法に付されているのである。

第三に、Engel で違憲であるとされた祈禱と全く同じ時間、すなわち、各教室で毎日始業時に教師出席の下で黙想の時間を実施することを命じ又は許可する法律が、ほとんどであるということである。ミシガンは各授業日の間とし¹⁵⁾、オハイオは何等規定していないが¹⁶⁾、他の黙想の時間法を制定している州は、すべて始業時と規定している。非宗教的目的のための黙想の時間であるとするならば、理論上、休憩時間であろうと昼食後であろうと、1日のうちのどの時間帯にでも行われればよいことであり、また、その時間調整は、教師の自由裁量に委任されてもよいであろう。ほとんどの法律が祈禱を行って来た伝統的な時間とそれを軌を一にしているということは、宗教的儀式を復活させようとの意図を示すものであろう。

次に、立法支持者の主張を考察してみよう。まず第一に、黙想の時間実施の非宗教的目的は、生徒間の調和と寛容をはぐくみ、教師の権威を高め、よりよき鍛練を鼓舞するにあるとする¹⁷⁾。この主張に対しては、次のことが言える。まず、Schempp で最高裁は、聖書朗読や主禱文の暗唱を規定した法令の支持者が、左の法令は道徳的価値の促進、現代の物質的傾向への反駁、慣例の永久保持及び文学の授業といった非宗教的目的を助長するものであると主張したが、これを無効としたのである¹⁸⁾。すなわち、支持者の主張は、正に Schempp におけるそれに類似するものである。また、黙想の時間実施の目的は、鍛練を増し、効果的学習に必要な知的平静を生徒に教えこむことにあるとの主張が前記 Duffy でなされたが、裁判所は、これらの正当化事由は、明らかに、あと知恵の所産であるとしている¹⁹⁾。

更には、黙想の時間の基本的効果が、支持者のごとき世俗的目的を助長する朝のセレモニーにあるとすれば、立法者は、宗教的意味を持たない多くの他の同等の目的をもつ別の工夫を考案し得ると考えられる。そして、黙想の時間の

目的が、生徒の鍛練にあるとすれば、教師がその任に当るべきであり、この鍛練を利用すべきか否か、いつ利用すべきか、どの程度の頻度をもって利用すべきかを決定すべきである。Duffy では、これと関連して次のように判決を下している。すなわち、「黙想の時間は、のろのろしたベルが鳴り次第可能なかぎり早く行われることを要請されている。その実施を他の時間に行う余地は、全く認められていない。もし黙想の時間が、鍛練や知的平静を教えこむことを意味するとすれば、かかる規制は不当であるといえる。それよりも教師は、黙想の時間を各の授業の前、各の休憩の後または昼食後生徒が教室に帰ってきてから行うといった選択の自由をもつべきである。黙想の時間が、厳正に毎日同じ時間に行われるという事実は、国民にそれが訓育的又は教育的重要性を有していないということを示唆するのである²⁰⁾。」

第二に、立法支持者は、制定法の表現方法について言及する。例えば、「瞑想又は祈禱 (meditation or prayer)」を規定する中に「又は (or)」という表現が使用されていることに着目して、中立性の立法的意図を示唆するものであると主張する。前記 *Gains v. Anderson*²¹⁾ で連邦地方裁判所は、これを認めている。マサチューセッツの黙想の時間法は、1973年に「瞑想及び祈禱 (meditation and prayer)」から「瞑想又は祈禱」に改正され、一方又は他方を命令することなく許可している。従って、左の改正法の効果は、1分間を祈禱又は宗教的黙想に利用しようとする生徒、そしてまた世俗的事柄について思考しようとする生徒の便宜を計ることにある。また、生徒への瞑想又は祈禱の強制的指図がないところに、明らかに中立性を維持しようとの立法目的が示唆されているのである²²⁾。

他方、*Duffy v. Las Cruces Public Schools*²³⁾ で、連邦地方裁判所は、熟考とか瞑想という表現方法が法律にみいだされるが、これは見えすいた策略であり、法律の真の目的から注意を転じようとするものである。このことは、立法部が、故意に結果を隠蔽しようとしたことを意味する、と判決を下している²⁴⁾。

黙想の時間法に、「又は (or)」という表現を用いることは、祈禱するか否かを生徒の自由意思に委ねるだけであり、祈禱への参加が、任意のものであるという事実は、何等国教禁止条項の制限からそれを自由にするものではないこと

は、Engel で明白となっているところである²⁵⁾。制定法の表現方法にその重要性を帰着させることは、立法者に自らの真の立法目的を隠蔽させることを促すのである。正に Burciaga 判事が言うがごとく、「立法支持者は、自らの目的を次の機会にはより注意深く隠すのであり、まばたきと会釈をもって彼らは黙想の時間の世俗的目的を論じ、学校での祈禱論争へのいかなる言及をも禁ずることができる²⁶⁾」のである。

(2)基本的効果……小中学校は、青少年に基本的且つ基礎的価値を伝達するという独特の役割を演ずる。感受性の強い生徒にとっては、宗教的活動への世俗的インボルブメントの単なる外観ですら、国が特定の宗教上の教義に許可を与えてきたということを示唆する²⁷⁾。従って、生徒が、黙想の時間を何らかの理由により宗教的行事として受けとめたならば、その基本的効果は、許し難い宗教の助長につながる²⁸⁾。黙想の時間をただ単に「瞑想」又は「沈思」のためにのみ利用すべきであるとする法律の規定ですら、教師が黙想の時間を宗教的目的に利用するであろうという印象を与える。成年者は、瞑想、沈思及び祈禱のそれぞれの意味についての区別を識別し得るが、児童には、それを行うことは無理といわざるを得ない²⁹⁾。

Gains v. Anderson³⁰⁾ で、連邦地方裁判所は、瞑想は必ずしも宗的的性格をおびたものではないと判決しているが³¹⁾、生徒が、瞑想を論理上宗教的な性格をおびる沈思と解釈するであろうとの認定も妨げられ得ない。従って、教室での黙想の時間についての教師の指示が、法律の中立的用語のみで終わっていたとしても、宗教を助長する効果をもつと考えられる。

更に、生徒の立場から、黙想の時間をみる必要がある。教室でのあらゆるインパクトは、一緒になって子供達に働きかける。子供達は、自分が上手に指示に従わなかったならば懲戒されるのではないかと危惧するし、教師の信任を得ようとうまく行動しようとする。子供達は、仲間の人気者になりたいと思うであろうし、他と異なった行動をとることが、人気を博する筋道とならないのである³²⁾。正に、Frankfurter 判事の言うごとく「ものまねの法が機能するのであり、一致しないということは、子供達にみられる顕著な特徴とはいえない³³⁾」のである。従って、かかる抑圧は、生徒が他の生徒も祈禱を行っていると考え

る場合、祈禱せしめるよう働きかけることになり、このような精神的圧迫は、憲法に反する宗教的效果をもつものといわざるを得ない。

(3) インタングルメント……公立学校内での宗教的活動に関する事例では、インタングルメントの問題にまで論及することは、必要とされない。けだし、今日までに提起された訴訟の大半は、国教禁止条項テストの目的及び効果テストの段階でつまずいているからである。同様の理由により、インタングルメントテストは、黙想の時間法との関連で、決定的なものとはなり得ない。

- 1) 403 U.S. 602 (1971).
- 2) *Id.* at 612—13. 三重の基準理論は、その後、ひき続き採用されている。See, e.g., *Committee for Public Education v. Nyquist*, 413 U.S. 756, 772—73 (1973); *Roemer v. Board of Public Works*, 426 U.S. 736, 748 (1976); *Stone v. Graham*, 449 U.S. 39, 40 (1980); *Committee for Public Education and Religious Liberty v. Regan*, 444 U.S. 646, 653 (1980). 尚, See Note, *Constitutional Law: Widmar v. Vincent: A Departure From the Traditional Approach to Cases Involving Religion and Education*, 35 OKLA. L. REV. 604 (1982). 三重の基準理論に対する批判として, See L.H. TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW*, § 18-4, at 835—36 (1978).
- 3) Act of Apr. 21, 1966, ch. 130, 1966 Mass. Acts 108.
- 4) Act of Apr. 18, 1969, No. 324, 1969 Ga. Laws 488.
- 5) Act of Mar. 24, 1969, § 1, 1969 Ill. Laws 26.
- 6) Act of Apr. 23, 1969, ch. 310, § 24, 1969 Kan. Sess. Laws 843, 853.
- 7) ARK. STAT. ANN. § 80-1607.1 (1980).
- 8) IND. CODE § 20-10.1-7-11 (1976).
- 9) LA REV. STAT. ANN. § 17: 2115 (a) (West 1982).
- 10) MD. CODE ANN. § 7-104 (b) (1978).
- 11) ARK. STAT. ANN. § 80-1607.1 (1980).
- 12) ARK. STAT. ANN. § 80-1606 (1980).
- 13) PA. STAT. ANN. tit. 24, § 15-1516.1 (Purdon Supp. 1982).
- 14) PA. STAT. ANN. tit. 24, § 15-1516 (Purdon 1962).
- 15) MICH. COMP. LAWS § 380.1565 (1979).
- 16) OHIO REV. CODE ANN. § 3313.601 (Page 1980).
- 17) *School District of Abington TP., PA. v. Schempp*, 374 U.S. 203, 280 (1963).
- 18) *Id.* at 223.
- 19) *Duffy v. Las Cruces Pub. Schools*, 557 F. Supp. 1013, 1016 (D.N.M. 1983).
- 20) *Id.* at 1017.
- 21) 421 F. Supp. 337 (D. Mass. 1976).
- 22) *Id.* at 343—44.

- 23) 557 F. Supp. 1013 (D.N.M. 1983).
- 24) Id. at 1019.
- 25) Engel v. Vital, 370 U.S. 421, 430 (1962).
- 26) Duffy v. Las Cruces Pub. Schools, 557 F. Supp. 1013, 1023 (D.N.M. 1983).
- 27) Brandon v. Board of Ed. of Guilderland Cent. Sch., 635 F. 2d 971, 978 (2d Cir. 1980).
- 28) Duffy v. Las Cruces Pub. Schools, 557 F. Supp. 1013, 1021 (D.N.M. 1983).
- 29) Id. at 1016.
- 30) 421 F. Supp. 337 (D. Mass. 1976).
- 31) Id. at 342.
- 32) School District of Abington TP., PA. v. Schempp, 374 U.S. 203, 208 n. 3 (1963).
- 33) McCollum v. Board of Education, 333 U.S. 203, 227 (1948).

まとめに代えて

Schempp, Engel 両判決に対する攻撃は、いくつかの形式をとり、種々の試みがなされている。例えば、自由意思に基づく祈禱を公立学校に復活させるための憲法修正案が、約 200 議会に提出され、注目と論議の的になっているが、憲法修正は、可決に必要な三分の二の多数を確保するまでは致っていない。また、祈禱事件を審理する連邦裁判所の管轄権を縮小する法案も提出されている。というのは、法案は、両院で多数決で制定され、連邦裁判所の監督なしに州が学校での祈禱を許可するものとなっているからである¹⁾。更に論及すれば、裁判所が祈禱法を違憲としているにも拘らず、デラウェア²⁾、ケンタッキー³⁾、ルイジアナ⁴⁾、ミシシッピ⁵⁾、ニューハンプシャー⁶⁾、オクラホマ⁷⁾の各州は、任意の祈禱法を制定して来ている。

このような状況下で、レーガン大統領は、1984年初頭の再選キャンペーンで、「我々が今日直面している困難な問題に対する全ての答えは、全て聖書の中にある。もし聖書を読み、信じさえすれば……」と唱え、神について触れたいだけは、24ヶ所にのぶるといわれる。神による天地創造説を教えることの重要性を説き、神からの授りものとしての生命に感謝をささげるべきであると主張し、任妊中絶を強く批判し、公立学校での祈禱を復活させるべく憲法の修正を強く訴えている⁸⁾。また、大統領は、8月の共和党大会の際開催された宗教者朝食

会では、「政治と宗教は、不可分である。公立学校での祈禱に反対する者は、宗教に反対する者たちである。道徳の基礎は、宗教であり、神なくして民主主義はあり得ず、永続しない⁹⁾。」と、強力に主張しているのである。

レーガン大統領を支援しているのが、「ニューレリジャスライト」と称される種々の右派宗教組織であるが¹⁰⁾、その中で、特に1979年に設立され、50万人以上の会員を持つ「モラルマジョリティー」と自称する右翼キリスト教勢力は、共和党大会で、「レーガン・ブッシュコンビは、神がアメリカ合衆国再建のために遣わした者であり……レーガン大統領が再選されたならば、我々は連邦最高裁にもう二人の判事を任命することができる¹¹⁾。」と、公言してはばからないのである。

更には、11月6日に実施されたアメリカ大統領選挙の投票と同時に、200件以上の住民投票が行われたが、コロラドでは、人工妊娠中絶に対する州政府の公金出費を禁止する提案がなされ、ウェストバージニアでは、公立学校での礼拝を認めるか否かが投票にかけられたといわれる¹²⁾。

合衆国最高裁が、かかる政治的、社会的状況を背景にして、「黙想の時間」法についてどのような判断を下すかは予断を許さない。1983年7月5日、*Marsh v. Chambers*¹³⁾で、ネブラスカ州議会が毎日開会前に牧師の祈禱で初め、開期中月319.75ドルの手当を州から支出していた制度が争われた。Burger 長官は、この慣行は1789年に修正第1条を採択した議会によって採用されていたという歴史的事実を強調することによって、合憲としている。この判決を、学校に祈禱を復活させようとする人々は、彼らの初めての法的なかすかな望みととらえている¹⁴⁾。

今後、公立学校での祈禱の問題のみならず、種々の宗教問題は、更なる論議を引き起こすことが予測されるが、今後のアメリカの政治的、社会的動向を見守ることにより、国教禁止条項が、いかなる意味を現代社会において有するかを研究課題に置かなければならないと考える¹⁵⁾。

1) See Note, *Daily Moments of Silence in Public Schools: A Constitutional Analysis*, 58 N.Y.U.L. REV. 364, 365—66 (1983).

2) DEL. CODE ANN. tit. 14, § 4101 (b) (1974).

- 3) KY. REV. STAT. § 158.175 (Supp. 1982).
- 4) LA. REV. STAT. ANN. § 17: 2115 (b) (West 1982).
- 5) MISS. CODE ANN. § 37-13-4 (Supp. 1982).
- 6) N.H. REV. STAT. ANN. § 194: 15-a (1975).
- 7) OKLA. STAT. ANN. tit. 70 § 11-101.1 (West Supp. 1980—1981).
- 8) 朝日新聞1984年9月1日付朝刊。
- 9) 朝日新聞1984年9月10日付朝刊。
- 10) 読売新聞1984年10月23日付朝刊。
- 11) 朝日新聞1984年9月10日付朝刊。
- 12) 読売新聞1984年11月7日付朝刊。
- 13) 103 S. Ct. 3330 (1983).
- 14) OUR ENDANGERED RIGHT 263 (N. Dorsen ed. 1984).
- 15) 早川武夫「政教分離訴訟の社会学」法律時報56巻8号94頁以下参照。
(創価大学比較文化研究所助手・憲法)